● 川崎市議会に、小田栄西地区地区計画に関わる地区計画制度の運用と地区計画の内容の見直しを求め、旧県立川崎南高校を残し、利活用を呼びかけるために署名をお願いいたします

川崎市議会に議論をお願いする内容は以下の３項目です。

１小田栄西地区地区計画制度の運用の是正を求める

小田栄西地区地区計画の審議に至るまでに、説明会と公聴会、縦覧が行われましたが、当計画地の周辺 500m 圏内の町内会にしか案内を配布しておらず、かつ、非常に理解が困難な資料を使っての説明と公聴会であり、利害関係者である商店街には情報はまったく届いていませんでした。第 31 回川崎市都市計画審議会（平成 19 年１月 23 日）では小田栄西地区地区計画の素案の策定の際に「地域住民の意見を十分に取り入れる作業を怠ったので、南高校などに対する市民の意見や提案をとりまとめ、市として県に提案し働きかけていくこと」を条件に採択されました。この約束を守り、関連する地域住民、とりわけ影響が及ぶと考えられる商店街に対して正確な説明を行っていただくよう求めます。

また、今回のようなずさんな説明や公聴会で、「規定の手続きを踏んだので合法だった」とするのであれば、地区計画の本来の目的を遂行できない条例であると判断でき、今後地区計画制度が正当に運営されるよう、条例の見直しを求めます。

２小田栄西地区地区計画の内容の見直しを求める

旧神奈川県立川崎南高校は、神奈川県民の財産です。その財産の上に、「取り壊しがまだ決まったわけではない」としていながら、市は、売却を前提とし、道路計画をし、商業業務以外の用途は建てられないよう限定した用途地域に変更しました。

ここに大規模商店が立地すると、周辺の商店街は広範囲に渡って影響を被り、壊滅状態に陥る事は避けられません。これは、地域市民の死活問題であり、憲法で最も尊ばれている人権の侵害です。生じてくる膨大な損害は、この計画を作った市側にあります。些少の商店街活性化の助成金はその償いにはなりません。より地域住民の生活優先の計画の再検討を求めます。

３旧神奈川県立川崎南高校の利活用を可能とする検討を求める

少なくとも、旧高校の利用に関しては、所有者である県民に決める権利があるはずです。県民の財産である旧南高校を地域の教育や福祉に役立てるのに妨げになる地区計画の内容の見直しを求めます。

たとえば、地域に文化人（大学教授、音楽家、演劇家、映画監督、舞踏家、芸術家など）の創造の場を提供し、支援し、そのかわり、文化人に協力してもらい、地域の人たちとともに活動し教え合い育て合う喜びに満ちた世界をつくるとともに、本来コミュニティが担ってきた重要な機能の修復を支援し、そうして育まれた才能が川崎の未来を作る、そういったことのためにこの高校を使えるように、また、このような提案を市で受け入れかつ、検討していただくように求めます。

利活用を可能とする方法の模索をし、また他の自治体、または諸外国でこういった未利用の校舎を使ってどのようにまちを活性化しているかの事例を学び、地域住民の活性化のために利活用する事例を是非作って、外部にアピールしていただきたいと切に求めます。

○署名に関する連絡先／とりまとめ先：「川崎ファクトリー」／渡辺治建築都市設計事務所
川崎市川崎区鋼管通 4-14-18 TEL 044-344-3640 FAX 044-344-3936 Mail owat@rio.odn.ne.jp

住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名